

「一般債権替決済口座管理約款」新旧対照表

2025年5月19日  
( 下線部分変更)

新	旧
<p>(お客様への連絡事項)</p> <p>第 11 条 ( 現行どおり )</p> <p>1~3 ( 現行どおり )</p> <p>2~4 ( 現行どおり )</p> <p>5 当社は、第2項に定める残高照合のためのご報告のうち、次の各号に掲げる書面に記載されているもの<u>(電磁的方法により提供された当該書面に記載すべき事項を含みます。)</u>については、第2項の規定にかかわらず、残高照合のためのご報告を行わないことがあります。</p> <p>1 個別のデリバティブ取引等に係る<u>契約締結時等交付書面</u></p> <p>2 当該デリバティブ取引等に係る取引の条件を記載した契約書</p>	<p>(お客様への連絡事項)</p> <p>第 11 条 ( 省 略 )</p> <p>1~3 ( 省 略 )</p> <p>2~4 ( 省 略 )</p> <p>5 当社は、第2項に定める残高照合のためのご報告のうち、次の各号に掲げる書面に記載されているものについては、第2項の規定にかかわらず、残高照合のためのご報告を行わないことがあります。</p> <p>1 個別のデリバティブ取引等に係る<u>契約締結時交付書面</u></p> <p>2 ( 同 左 )</p>